

平成19年第4回五條市議会定例会（第3号）

日 時 平成19年12月7日（金） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
7	大 谷 龍 雄	<p>1 土地開発公社の今後の処理方法について</p> <p>(1) 約29億円の借入金と約363,608平方メートルの公共用地を抱えた五條市土地開発公社の今後の処理方法について</p> <p>ア 原因と結果責任について</p> <p>イ 処理方法の選択肢について</p> <p>2 妊婦健康診査の公費負担の拡大について</p> <p>(1) 母子の命と健康を守るために欠かせない妊婦健康診査の公費負担の拡大について</p> <p>ア 厚生労働省の平成19年1月雇児母発第0116001号通知を踏まえて、当面は5回に拡大することについて</p> <p>3 消防庁舎の建設について</p> <p>(1) 多発する災害への早期対応を目指した新消防庁舎の予定地への建設について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長</p>

- 第二 議第四十五号 五條市人権総合センター条例の制定について
- 議第 五十号 特別職の職員で非常勤のものとの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第三 議第四十六号 五條市五万人の森公園条例の制定について
- 議第四十七号 五條市上野公園等条例の制定について
- 第四 議第四十八号 五條市行政組織条例の一部改正について
- 議第五十五号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第五 議第四十九号 五條市情報公開条例の一部改正について
- 第六 議第五十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正について
- 第七 議第五十二号 五條市立学校設置条例の一部改正について
- 第八 議第五十三号 五條市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 第九 議第五十四号 五條市住居表示審議会条例の一部改正について
- 第十 議第五十六号 五條市簡易水道設置条例の一部改正について
- 第十一 議第五十七号 奈良県市町村会館管理組合の解散について
- 議第五十八号 奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について
- 議第五十九号 奈良県市町村総合事務組合の加入について
- 第十二 議第 六十号 平成十九年度五條市一般会計補正予算(第三号)について
- 第十三 議第六十一号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第十四 議第六十二号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算(第二号)議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（二十一名）

二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
田	大	榮	土	黄	樾	寺	佐	花	山	北	西	峯	山	山	益	池	藤	川	太	西
						久														
原	谷	林	井	木	塚	本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	田	上	富	村	田	本
清	龍	末	康	英	凱	保	正	昭	久	和	彦	宏	澄	由	吉	輝	美	家	好	幸
														比		恵				
孝	雄	次	嗣	夫	一	英	己	典	和	生	和	政	雄	己	博	雄	子	廣	紀	洋

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	吉野
副市長	榮林
教育長職務代行者	勝美
市長公室長	重夫
総務部長	和人
生活産業部長	保見
健康福祉部長	正信
西吉野支所長	清水
大塔支所長	森本
消防本部次長	竹本
会計管理者	東本
水道局長	堤好
財政課長	堂武
秘書課長	賢治
庶務課長	田中
企画調整課長	山下

事務局職員出席者

次 治 衛 治 則 文 章 博 元 勝 信 見 人 夫 美 夫

午前十時零分再開

○議長（寺本保英）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
この際申し上げます。

市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会委員長から報告があります。市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会榎塚凱一委員長。

〔市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員長 榎塚凱一登壇〕

○市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員長（榎塚凱一）皆さんおはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、当委員会の調査について中間報告を申し上げます。

当委員会は、市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑を検証するために、本年八月十日の第二回臨時会において設置され、地方自治法第百条第一項及び第十項の権限と、同法第九十八条第一項の権限が委任されました。

調査期間は調査が終了するまでとし、閉会中も調査を行うこととされました。

また、調査経費は、二百七十万円以内と決定されました。

委員といたしましたは、大谷龍雄委員、土井康嗣委員、黄木英夫委員、西尾彦和委員、益田吉博委員、藤富美恵子委員、太田好紀委員、私、榎塚凱一の以上八人の委員で組織し、八月十日の臨時会終了後の委員会において、委員長に、私、榎塚凱一が、副委員長に西尾彦和委員がそれぞれ選任されました。調査活動に入った次第であります。

事務局長	長	田	雅	光
事務局次長	乾			
事務局主任	西	峯	久	美
事務局主任	笹	谷		豊
速記者	柳	ヶ	瀬	五
				美

まず、調査事件についてであります。

当委員会においては、先の臨時会で議決されました次の二件を調査項目として調査を行いました。

一点目は、平成十九年五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する市長の答弁の虚偽疑惑に関する事項。

二点目といたしましては、吉野市長の公職選挙法違反疑惑に関する事項であります。

委員会の開催状況については、八月十日から今日まで八回の委員会と、同じく八回の協議会を開催いたしました。

調査の方法といたしましては、記録及び資料の提出は今日現在特に求めておりません。よって、書類の検閲、検査もございません。また、自主的に提出された記録及び資料等もございません。

また、参考人の出席要請も行っておりません。

証人訊問につきましては、証人として証言を求めるに当たっては、委員会で決定した後、議長名で、証言を求める内容を文書で、それぞれ本人に通知いたしました。証人訊問に当たっては、最初に委員会で決めた委員から共通質問を行い、その後各委員から補足質問を行いました。

会議の公開につきましては報道関係者への会議の公開はもとより、理事者側の求めによる傍聴も許可いたしました。また、報道関係者には、正確な報道を期するために器械による録音も許可いたしました。

次に、調査経過についての御報告を申し上げます。

第一回委員会を八月十日に開催し、正副委員長の互選を行いました。

以来、先ほども申しましたとおり、今日までに八回の委員会と八回の協議会を開催し、調査を行いました。

そのうち、証人訊問の実施状況についてであります。

証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項については、次のとおりであります。

九月二十日午前十時から開催いたしました第四回の委員会におきまして、田川証人と吉野晴夫証人からそれぞれ証言を求めました。

証言を求めた事項については、次のとおりであります。

まず、田川証人に対しては、平成十九年五條市議会第二回六月定例会における土井議員の一般質問のうち、前市長と現市長に関する事項について証言を求めました。

次に、吉野晴夫証人に対しては、平成十九年五條市議会第二回六月定例会における土井議員の一般質問に対する答弁内容及び一連の公職選挙法違反

疑惑に関する事項について証言を求めました。

次に、十月十八日午前十時から開催いたしました第六回の委員会におきまして、西口証人、斎藤証人、福井証人、飯田証人及び田中証人からそれぞれ証言を求めました。

証言を求めた事項については、次のとおりであります。

まず、西口証人に対しては、平成十九年五條市議会第二回六月定例会における土井議員の一般質問に対する市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会における榎前市長が中途退任をするよう吉野晴夫市長が田川氏に依頼したということに関する事項についてであります。

次に、斎藤証人に対しては、平成十九年五條市議会第二回六月定例会における土井議員の一般質問に対する市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会における旧焼却場跡地のダイオキシンの話と公職選挙法違反疑惑に関する事項についてであります。

次に、福井証人に対しては、平成十九年五條市議会第二回六月定例会における土井議員の一般質問に対する市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会における吉野晴夫市長と田川氏との市長選挙に関する事項についてであります。

次に、飯田証人に対しては、平成十九年五條市議会第二回六月定例会における土井議員の一般質問に対する市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会における吉野晴夫市長が田川氏を訴えるということに関する事項についてであります。

次に、田中証人に対しても、飯田証人と同じく、平成十九年五條市議会第二回六月定例会における土井議員の一般質問に対する市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会における吉野晴夫市長が田川氏を訴えるということに関する事項についてであります。

次に、十一月十二日午前十時から開催いたしました第八回の委員会におきまして、植村証人から証言を求めました。

証言を求めた事項については、平成十九年十月十八日の飯田証人及び田中証人と同じく、平成十九年五條市議会第二回六月定例会における土井議員の一般質問に対する市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会における吉野晴夫市長が田川氏を訴えるということに関する事項についてであります。

以上、今日現在まで、三回、八人の方々に対して証人取調べを実施いたしました。

次に、調査結果についてであります。

調査結果報告に当たり、本件については物的証拠等が期待できないため、事実把握が困難なものもあります。しかし、市民の関心が非常に高い事件であり、民主主義の根幹にかかわることでもありますので、事実解明のための調査を続けております。

また、今回は、中間報告であることを御理解賜りたいと思います。

よって、主に共通質問とそれに対するそれぞれの証人の証言について御報告いたします。

まず、九月二十日の市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会における田川証人の証言は、次のとおりであります。

初めに、「霊安寺町にあるコーヒーハウスにおいて、榎市長の進退問題について、「吉野晴夫氏より指示されました。」とあるが、これは事実か。事実であれば、それはいつごろのことか。どういうことを指示されたのか」との質問に対して、田川証人からは、「そのとおりである。間違いない。去年の九月の中旬ごろ、霊安寺の喫茶店で、榎市長がもう体も悪いということに対して、吉野氏から、いきたくないねんと、一期だけでもいきたくないねんと。そやから、それ、何とか考えてほしいと、応援してほしいということであった。」との証言がありました。

次に、「吉野晴夫氏は榎市長を中途退任させ、市長選の事前根回しが容易になり、他候補より出馬表明の先陣を切ることがより有利であることを私に説得された」とあるが、これは事実か」との質問に対して、田川証人からは、「間違いない。」との証言がありました。

次に、「現職市長を二年教簡月残して市長を退任させるにはそれ相応の覚悟が必要であるが、吉野晴夫氏個人にその覚悟ができていたのかと問いたされたところ、覚悟はできているということであったとあるのは事実か。事実であれば、覚悟とはどういうことか」との質問に対して、田川証人からは、「そのとおりである。二年余り残す榎市長に対して、退職金的に、それは私の方から吉野氏に言った言葉であるが、二千万ほどは退職金的にはみてやらかんといかんのと違うかという話をしたときに、二千万こしらえると、それでもって辞めさせてくれというふうに依頼してきた。覚悟とは、二千万円のことである。」との証言がありました。

次に、「その後、吉野晴夫氏と重要な打合せをしましたとあるが、重要な打合せというのはどのような打合せをしたのか」との質問に対して、田川証人からは、「喫茶店に私がいることを知っていて、その時間帯に吉野氏が来て、選挙応援してと。高野山に対して道路をつけると、その運動はする。その一部、金をもうけてくれと。もう一点は、五條市で近畿一円の産業廃棄物の谷を五條で設けると。それに対しても、もうけてくれたら良いと言ったことに対して、そういった欲も一つは手伝って吉野氏を応援したことに対して、それがその重要なその話につながってくると思う。」との証言がありました。

次に、「また、吉野晴夫氏は、榎市長に我々の打合せ事項を提案しても拒否された場合は、前焼却場跡のダイオキシン問題で死者が出たことを取り上げ、住民パワーを味方にしてでも榎市長を中途退陣に追い込むことを示唆されましたとあるが、これは事実か」との質問に対して、田川証人からは、「そのとおり間違いない。」との証言がありました。

次に、「吉野晴夫氏がダイオキシン問題で死者が出たという話をされたときに、田川氏が「ダイオキシンの濃度を測ったときには、国で定められた数値以下やった」と、「そやから、そんなこと言うたかってあきませんよ。」と言うと、吉野晴夫氏は、「そんなことはないんや。」と、「その濃度を測ったときにおった市役所の職員が、国で決められた数値をはるかにオーバーしておったと言うとんやからいけるんや。」と、「大丈夫なんや。」と、言うっておられたとあるが、これは事実か」との質問に対して、田川証人からは、「間違いない。」との証言がありました。

次に、「吉野晴夫氏との約束内容を持って、後日、証人として知人のN氏、榎市長、私の三名で吉野晴夫氏の意向である中途退陣要請と、拒否された場合のダイオキシン問題で退陣に追い込むという内容を伝えましたとありますが、これは事実か。事実であれば、そのとき榎市長はどのように言ったか」との質問に対して、田川証人からは、「はい。柏荘で西口さん立会いで榎氏にはきっちり伝えた。」との証言がありました。

また、その後、委員からの補足質問がありました。

次に、「P喫茶店で、あなたは吉野晴夫氏と出会ったことはあるか。出会ったのであれば、それはいつごろのことか。そのときに、吉野晴夫氏から約束をしたことは必ず守るといふ話があったというのは事実か。あれば、約束したこととはどのようなことか」との質問に対して、田川証人からは、「去年の九月の中ごろ、榎市長が入院したとき以降五回にわたって霊安寺の喫茶店で出会って話している。約束したことは、二千万のお金のことである。」との証言がありました。

次に、「あなたは、吉野晴夫氏から訴えてやると言われたか。言われたのが事実ならば、何を訴えるということか」との質問に対して、田川証人からは、「二千万に対して私自身を訴えると、だまされたという、その二千万円のお金のことで私を訴えるという話になってきた。」との証言がありました。

次に、「奈良新聞の報道にあるように、吉野晴夫氏から、近畿一円のごみ集積場と高野山に直結する道路を建設して潤うようにすると言われたのは事実か」との質問に対して、田川証人からは、「それは間違いない。」との証言がありました。

また、その後、委員からの補足質問がありました。

次に、吉野晴夫証人の証言についてであります。

初めに、「霊安寺町にあるコーヒーハウスにおいて、榎市長の進退問題について田川氏に何か指示をしたことがあるか」との質問に対して、吉野晴夫証人からは、「ありません。呼ばれて行ったことはありません。」との証言がありました。

次に、「榎市長を中途退任させ、市長選の事前根回しが容易になり、他候補より出馬表明の先陣を切ることがより有利であることを田川氏に対して

説得されたところがあるが、これは事実か」との質問に対して、吉野晴夫証人からは、「違います。」との証言がありました。

次に、「田川氏から、現職市長を二年数箇月残して市長を退任させるにはそれ相応の覚悟が必要であるが、その覚悟ができているのかと問われ、覚悟はできているというようなことを言ったのは事実か。言ったのであれば、覚悟とはどういうことか」との質問に対して、吉野晴夫証人からは、「事実ではございません。覚悟とは何か分かりません。」との証言がありました。

次に、「その後、田川氏と重要な打合せをしましたとあるが、それは事実か。事実であれば、重要な打合せとはどのような打合せをしたのか」との質問に対して、吉野晴夫証人からは、「重要な打合せはしていない。」との答弁がありました。

次に、「榎市長に、田川氏との打合せ事項を提案しても拒否された場合は、前焼却場跡のダイオキシン問題で死者が出たことを取り上げ、住民パワ―を味方にしてでも榎市長を中途退陣に追い込むことを示唆したとありますが、これは事実か」との質問に対して、吉野晴夫証人からは、「そういうような記憶はありません。」との答弁がありました。

次に、「吉野晴夫氏がそのことによつて死亡された人もおられるという話をされたときに、田川氏は、「ダイオキシンの濃度を測ったときには、国で定められた数値以下やった。」と、「そやから、そんなこと言うたかつてあきませんよ。」と言うと、吉野晴夫氏は、「そんなことはないんや。」と、「その濃度を測ったときにおつた市役所の職員が、国で決められた数値をはるかにオーバーしておつたと言うとんやからいけるんや。」と、「大丈夫なんや。」と、言っておられたとあるが、これは事実か。事実であれば、ダイオキシン問題で死亡したとされる証拠はあるのか」との質問に対して、吉野晴夫証人からは、「ダイオキシンの問題は、田川氏からも出ていないし、私もそういうことを話した記憶はない。」との答弁がありました。

その後、委員からの補足質問がありました。

次に、「P喫茶店で、あなたは田川氏と出会つたことがあるか。そのときに、田川氏に約束をしたことは必ず守るという話をしたか。話をしたというのであれば、その約束とはどのようなことか」との質問に対して、吉野晴夫証人からは、「会つたことはあるが、約束はしていない。」との証言がありました。

次に、「一般質問の答弁で、榎市長の退任について「私(吉野氏)がどのような工作をしたかというようなことでございましたが、土井議員のおっしゃるようなことは一切ございません。甚だ迷惑でございます。」とありますが、これは間違いないか」との質問に対して、吉野晴夫証人からは、「先般の議会でのことであるが、一切ということは、ダイオキシンの問題とか榎氏の中途退任についてのことは一切ございませんということであり、霊安寺の喫茶店で会つてないということではない。霊安寺の喫茶店には呼び出されて行つて会つた。榎氏中途退任についてのことは一切ないということ

ある。」との答弁がありました。

次に、「吉野晴夫氏は、三人の人に「田川氏を訴えてやる。」と言ったとあるが、このようなことを言ったことはあるか。何を訴えるということなのか。また、三人の人はだれか」との質問に対し、吉野晴夫証人からは、「ある。榎氏退任について話を持ちかけられ、そのような立場でもないのに私にそういうようなことを言った。三人とは、飯田氏、田中氏、植村氏である。」との証言がありました。

次に、「奈良新聞の報道にあるように、田川氏に、近畿一円のごみ集積場と高野山に直結する道路を建設して潤うようにすると言ったのは事実か」との質問に対して、吉野晴夫証人からは、「言っていない。」との証言がありました。

その後、委員からの補足質問がありました。

次に、西口証人の証言についてであります。

初めに、「田川氏の証言では、今年の一月にあなたと榎前市長と田川氏の三人で西吉野の柏荘で食事をしたということであるが、それは事実か。事実であれば、一月のいつか。また、何時ごろから何時ごろまで一緒にいたか」との質問に対して、西口証人から、「そのとおりである。一月三十一日、日没からである。」との証言がありました。

次に、「だれが計画して、どのような目的で三人は集まったのか、また、食事代の支払はだれがしたか。」との質問に対して、西口証人から、「私から誘った。支払は、私と田川氏で半々にした。」との証言がありました。

次に、「田川氏の証言では、あなたと榎前市長と田川氏の三人で西吉野の柏荘で食事をしたということであるが、そのときに、田川氏から榎前市長に吉野晴夫氏から依頼されて中途退任をするようにというような話はあったか。また、二千万円という話を聞いたことがあるか」との質問に対して、西口証人から、「知らない。」との証言がありました。

次に、「榎前市長が中途退任に応じなければ、吉野晴夫氏は旧焼却場跡地のダイオキシンの問題で、新聞、市民パワーを味方にしてでも責めるといふような話をしてきたか」との質問に対して、西口証人から、「そういう発言はあった。」との証言がありました。

次に、「田川氏の証言では、榎前市長が中途退任に応じないときは吉野晴夫氏がダイオキシン問題を取り上げて榎前市長を責めるといふ話をしたとき、榎前市長が一瞬暗くなったと、それまで明るい話でご飯食べとったんやけど、それ以降余り話も出てこなかったということですが、あなたはどのような思ったか」との質問に対して、西口証人から、「人の言うことをいちいち覚えていないし、態度を把握していない。」との証言がありました。

次に、「田川氏の証言では、今年の五月十四日に、あなたと榎前市長と田川氏の三人が、それぞれ夫婦で西吉野の柏荘で食事をしたということであ

るが、それは事実か。事実であれば、何時ごろか」との質問に対して、西口証人から、「事実である。榎氏から誘った。時間は覚えていない。」との証言がありました。

次に、「だれが計画して、どのような目的で三組の夫婦は集まったのか」との質問に対して、西口証人から、「榎氏が誘ったことなので、目的は分からない。」との証言がありました。

次に、「食事代の支払はだれがしたか」との質問に対して、西口証人から、「榎氏が払った。」との証言がありました。

次に、「田川氏の証言では、その席上で榎前市長の夫人が、「悔しいねん、任期いっぱいいかしたかった」ということですが、そういう話をあなたも聞いたか。また、なぜ悔しいということだったのか分かるか」との質問に対して、西口証人から、「聞いている。自分がこういう結果になったが、これからも頑張ると言った。」との証言がありました。

次に、「田川氏の証言では、榎前市長は、マージャンやら何やらで三箇月か四箇月いたぶられたと、そこに向けてこのダイオキシン問題で吉野の話かと、それやったらもう引こかという気持ちになったという話をしたということであるが、そういう話をあなたは聞いたか」との質問に対して、西口証人から、「聞いていない。」との証言がありました。

また、その後、委員から補足質問がありました。

次に、齋藤証人の証言についてであります。

初めに、「吉野晴夫氏に対する土井康嗣委員の補足質問で、選挙のときに、ダイオキシンが出るはずだから三箇所か四箇所、夜中に穴を掘ってくれということであったということであるが、そのような依頼を受けたことがあるか。あれば、だれからその依頼をされたか。また、依頼された場所と日時を教えてください」との質問に対して、齋藤証人から、「平成十六年十二月二十六日の選挙において吉野氏の選挙を手伝っていたときに、吉野氏から依頼があった。」との証言がありました。

また、その後、委員から補足質問がありました。

次に、「五條市長選挙のときに吉野晴夫氏から、十一人分、五千円の飲物と食べ物の用意をしてくれと、一人当たり一千円の会費だけはもらって置いてほしいという話があったか。あれば、それはいつのことか」との質問に対して、齋藤証人から、「平成十六年の選挙期間中である。」との証言がありました。

また、その後、委員から補足質問がありました。

次に、福井証人の証言についてであります。

初めに、「田川氏の証言では、吉野晴夫氏があなたの店に田川氏を訪ねてきたということであるが、吉野晴夫氏があなたの店に田川氏を訪ねてきたことはあるか。それは、いつの何時ごろか。何回ぐらいあったか。吉野氏は、いつも一人で来たか。ほかに一緒に来た人はいるか。いれば、その人はだれか」との質問に対して、福井証人から、「回数は結構あるが、いつ、何時かは覚えていない。来るときは一人であった。」との証言がありました。次に、「田川氏の証言では、吉野晴夫氏があなたの店に田川氏を訪ねてきて、田川さんと約束した二十万円、お金の件に対しては、日にちは待つてほしい。しかし約束は守るからと言ってきたということであるが、このような会話を聞いたことがあるか。そのときは、田川氏と吉野晴夫氏の二人だけだったか。ほかに人はいなかったか」との質問に対して、福井証人から、「会話については記憶がない。ほかに客はいたが、会話をしていたのは二人である。」との証言がありました。

また、その後、委員から補足質問がありました。

次に、「田川氏の証言では、吉野晴夫氏は、田川氏が昼ご飯を食べるまではずっとあなたの喫茶店にいらることを知っていて、田川氏がいらる時間帯にあなたの店に週に何回か来ているということであるが、あなたの店で吉野氏が田川氏に「選挙の応援をしてほしい、また高野山に対して道路をつける、その運動はする。その一部、金をもうけてくれ。そして、また、五條市で近畿一円の産業廃棄物の谷を五條市で設ける。それに対しても田川はん、もうけてくれたらええ。」というような話をしているのを聞いたことはあるか。そのときは、田川氏と吉野晴夫氏の二人だけだったか。ほかに人はいなかったか」との質問に対して、福井証人から、「詳しいことは知らない。ほかに客はいたが、大概は二人で話をしていた。」との証言がありました。次に、飯田証人の証言についてであります。

初めに、「吉野晴夫氏の証言では、あなたに吉野晴夫氏が田川氏を訴えてやるという話をしたということであるが、そのような話を吉野晴夫氏から聞いたことはあるか。あればいつ、どこで聞いたか」との質問に対して、飯田証人から、「日時は覚えていないが、県会選に入る前の、まきの苑の三期工事完成間近に、荷物の搬入などをしていたときに吉野晴夫氏が現れ、私に対して、悪いけれど田川氏を訴えさせてもらうということであった。それで、私は、それは、吉野晴夫氏が訴えると言うのであれば、それは仕方ないではないか。しかし、なぜ私にそれを聞かすのかと言ったところ、私にも関係がある、いや知っているはずだと言われた。そういうことなら話を聞かせていたかどうかということになった。」との証言がありました。

次に、「吉野晴夫氏はどういう理由で田川氏を訴えると言っていたか。」との質問に対して、飯田証人から、「理由というのは、私は話を聞いた時点ではびんとこなかった。それは、私と吉野晴夫氏との会話は大変短いからで、その会話を順番に話すと次のとおりである。」

まず、来られた。出会いは、先に話したとおりである。そこで、「それやったら、はあちゃん入ってよ」ということで、「ルボゼ・まきの」の一番隅の応接コーナーへ座り、相対した中で、吉野晴夫氏から、「実は、たあちゃん、たあぼう、なめとんや」と。「榎前市長を辞めさせると言うから、おれ、金まで用意した。一週間たつてからやって来て、へらへら笑いもって、「もうちよつと頑張ると言うんじや。しゃあないわ」と言われた」と。「こんななめた話があるか。このはあちゃんをなめたらあかんで」と、このようなことであった。私は、それを聞いたときに、何をどう訴えるんだろうと。また、田川氏には大変失礼な思いであるが、先にお金をもらって使ってしまったのではないかと。そうでないと、訴えるという意識はないのにと、こう思いながら、そのとき私は、吉野晴夫氏に、訴えるのを待ってやってくれとか、一度、田川氏に聞いてみるとは言わなかった。」との証言がありました。

また、その後、委員から補足質問がありました。

次に、田中証人の証言についてであります。

初めに、「吉野晴夫氏の証言では、あなたに吉野晴夫氏が田川氏を訴えてやるという話をしたということであるが、そのような話を吉野晴夫氏から聞いたことはあるか。あればいつ、どこで聞いたか。吉野晴夫氏はどういう理由で田川氏を訴えると言っていたか」との質問に対して、田中証人から、「今年の二月二十二日午前中に、私の工場の事務所で聞いた。内容は聞いていない。」との証言がありました。

次に、植村証人の証言についてであります。

初めに、「吉野晴夫氏は、あなたに吉野晴夫氏が田川氏を訴えてやるという話をしたということであるが、そのような話を吉野晴夫氏から聞いたことはあるか。あればいつ、どこで聞いたか」との質問に対して、植村証人から、「ある。二月二十二日、北宇智の喫茶店で聞いた。」との証言がありました。

次に、「吉野晴夫氏は、どういう理由で田川氏を訴えると言っていたか」との質問に対して、植村証人から、「私と吉野晴夫氏とは仕事関係で付き合いがあるが、吉野晴夫氏から直接電話があり、北宇智の喫茶店で出会ったときに、私の父親を訴えるということで、ジェスチャーで、こっちの件で訴えさせてもらおうと。私とは仕事の付き合いもあるので、先に言っておこうと思つてということであった。」との証言がありました。

また、その後、委員から補足質問がありました。

証人に対する共通質問とその証言内容については、以上のようなものであります。

個々の事例で述べておりますが、吉野晴夫市長と田川氏が喫茶店で出会った事実や、吉野晴夫市長が三人の人に田川氏を訴えて言ったことは

確認できたものの、当委員会の調査事項であります「平成十九年五條市議会第二回六月定例会の一般質問に対する市長の答弁の虚偽疑惑に関する事項」及び「吉野市長の公職選挙法違反疑惑に関する事項」については、各委員からの補足質問により検証するべき事項も出てきておりますので、今後、さらに、調査を進めていく所存であります。

また、その他、必要な事項についても、調査を進めてまいります。

以上で、八月十日以来、約四箇月間にわたる調査活動の中間報告を終わるわけではありますが、当初述べましたように、委員会を八回、また、協議会も八回開催しておりますので、そのすべてにわたって詳細な報告というわけにはまいりませんが、これまでの調査を通じて明らかになった事項、問題点、そして今後の課題など、徐々に明らかになっていくものと考えております。

今後も、引き続き、課題の究明に向けて調査活動を継続するわけですが、議員各位におかれましては、さらなる御協力、御助言をお願いいたします。以上、簡単でございますが、委員長報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺本保英）以上で、市長の答弁虚偽疑惑及び公職選挙法違反疑惑に関する調査特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（寺本保英）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（寺本保英）日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。質問並びに理事者側の答弁はめいりよう、的確にお願いします。

なお、申合せのとおり、一般質問は一問一答方式により行うこととし、一般質問をされる議員は質問席ですべての一般質問を行い、理事者側各位の答弁はすべて自席からとさせていただきますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、申合せのとおり同一議題について質問回数は三回までとし、時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。理事者各位にも御協力をお願いいたします。

二十番大谷龍雄議員の質問を許します。

○二十番（大谷龍雄）それでは、議長の許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

私は大きな一番、二番、三番と分けておりますけれども、一問一答は大きな一番で一問一答をさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

まず、大きな一番、土地開発公社の今後の処理方法について、（一）約二十九億円の借入金と約三六三、六〇八平米の公共用地を抱えた五條市土地開発公社の今後の処理方法について。その一つ、ア、原因と結果責任について。イ、処理方法の選択肢について、いたします。

御存じのように、五條市の土地開発公社は、昭和四十八年に公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして設立されました。そして、この間、公共の道路、建物、その他の用地の取得、管理、処分等を行ってきたところでございます。しかし、理事者から報告がありましたように、この平成十九年の九月現在におきましては、たくさん利用見通しのない土地が約三六三、六〇八平米抱えることになりました。これに対する借入金は、先ほど申し上げましたように約二十九億円でございます。この二十九億円の一年間の利子払いは、約五千二百万円でありました。この現状を維持するために、既に五條市から出資しております。その内容は、五條市としては約十億円、水道局として約四億円ですね。こういった下で、預金と準備金は、大体三千五百万円でございます。こういった大変な状況になっているわけでありまして、やはり、この時点で、この問題の責任と原因を明らかにしていかなければならないのではないかと思います。この土地開発公社の設立と管理運営をどのような状況でやってきたのかと申し上げますと、先ほども申し上げましたように、昭和四十八年に設立いたしましたときには、五條市の議会で議決議案として出されまして、五條市の議会で多数の賛成の下、設立しております。しかし、毎年の予算、決算並びに諸議案の状況を申し上げますと、議会には公社関係の予算、決算、その他すべては、報告議案として提出されているわけでありまして、議会の議決議案として提出されてはおりなかつたわけですね。つまり、すべての決定権は、設立した市の理事、それから、その他の役員の皆さん方に決定権がゆだねられておつたということでありまして、だから、この五條市の議会に報告されたときには各議員の意見を求められ、それぞれの議員が意見を申し上げてきましたけれども、最終的な決定は土地開発公社の理事会でやられておつたことでもあります。だから、この問題の責任の所在は、やはり、報告を受けておりましたから我々議員にも全くないと言えませんが、大半は土地開発公社の理事長並びにその他の役員の皆さん方にあるというふうに、私ははっきりしておかなければならないというふうに思います。その辺は、理事者としてどのように見解を持つておるのか、明らかにしていきたいというふうに思います。

それから、この、今申し上げました土地開発公社のこの問題を今後どのように解決するのかということ、今我々議員にその方針は明らかにされて

おります。それを申し上げますと、まずその一つには、公社としての土地の先行取得に関しては、買取り予定時期等を明示した契約等、書面で締結しますということになっていきますけれども、今までよりは厳しく正確にということになると思いますけれども、私は公社を存続するにしても、公社としての公共用地の先行取得はもう行わないというふうの方針を出すべきではないかなというふうに思います。その点、聞かせていただきたいと思えます。健全化方針二つ目には、五條市として事業化できる資産については早急に五條市が買戻しを行い、借入金の縮小に努めますというふうにあります。これは、事業化できるということが前提条件になっていますけれども、やはり、基本的にこうしなければならぬ、設立したのは五條市ですからね、土地開発公社を設立したのは五條市ですから、責任は五條市にあるわけですから、こうしなければならぬと思えますけれども、やはり、厳密に行わなければならないのではないかと思います。

健全化方針第三つ目ですけれども、五條市として事業化のできない資産については、土地開発公社が一般公募による売却をするほか、市の普通財産として買戻しを行い、資産並びに借入金、借入金利子の上昇を抑え、スリム化に努めていきますということになっております。

これはやっぱり、もう、土地開発公社としての一般公募はしなければならないのではないかなというふうに思います。しかし、効果的なやり方をする必要があるのではないかなと思いますね。まず、五條市民の皆さん方の知恵をお借りするということが、この段階では大事ではないかなと思います。したがって、一般公募をするにしても、公募する土地の周辺の皆さん方への周知徹底と御理解をいただくとともに、五條市民のすべての皆さん方の知恵を借り得るような公募をするべきではないかなというふうに思います。

これに関して、今、平群町で似たような公募をやっておりますのでそれを申し上げますと、平群町はこの五日、奈良県で初めてのインターネットによる公有財産の売却を来年一月二十三日午後一時から実施すると発表しております。そして、その、どういふような公募かと言いますと、ヤフーが運営するインターネット公有財産売却システムというのがあるらしいですね、ヤフーという会社が行っているね。これを利用して売却するという事です。だから、公募の方法にもいろいろあると思いますけれども、先ほど私が申し上げましたように、五條市民の皆さん方の知恵を借りると同時に、こういったインターネットですから全国へ公募すると、全国を対象にした公募ということになりますね、インターネットやからね。だからこういうことも、五條市としても取り入れて公募をやるべきではないかなというふうに思いますけれども、この点については、ひとつ答弁をいただきたいと思いません。

それから次、健全化方針の第四番、ゼロ金利政策が解除され、高金利による簿価の上昇を抑制するため、土地開発公社への利子補給を検討すると。これは、もう既に先ほど申し上げましたように、五條市から十億円、水道局から四億円という貸付けを行い、やっておりますので、これの延長だと思

いまずけれども、五條市の一般会計、その他五條市の会計も大変ですから、両手を上げて賛成するというわけにはいきませんが、これは慎重にやらなければならないと思いますけれども、同時に、私はこの土地開発公社の設立根拠の法律であります公有地の拡大の推進に関する法律を見てくださいと、その法律の第四章補則に国の援助というのがありますね。国は公有地の拡大を促進するために、地方公共団体による土地の取得が円滑に行われるよう必要な資金の確保、その他の援助に努めるとありますからね。ひとつ、この、国の法律が、今の五條市の開発公社のこの問題の解決に援助してもらわれないのか、これはとことん、これは昔からある法律ですからね、昭和四十八年公社が設立した当時からあるんですからね、これはとことん研究しなければならぬと思います。これもひとつ、答弁聞かせていただきたいなというふうに思います。

それと、健全化方針五、平成十九年度初年度とした土地開発公社資産の買戻しを市一般会計から毎年三億円程度を投入し、おおむね十年をめどに資産の縮小を図り、健全化に努めてまいりますということがありますから、これも設立したのは市ですから、これは責任上しやないと思いますけれども、同時に、私の今まで調査した中での提案を申し上げますと、兵庫県福崎町で、もちむぎ食品センターというのが第三セクター方式でやられております。この間、これも利益よりも経費の方がかさまして倒産寸前だったのですけれども、町長は対策委員会を設立しまして、弁護士、税理士、その他出資した関係者、その他役所の関係者も含めて対策委員会を設立して、結果として、金融機関に借入れの半分まで債権を放棄してもらっています。そして、再度スタートして、現在では少しでありますけれども黒字に近づけていっておるということです。だから、この公社も一〇〇パーセント法人と言えないかも分かりませんが、半法人ですからね。この、今申し上げました兵庫県福崎町のこういう方法をとれないか、一遍、弁護士、税理士、その他関係者の皆さん方と相談されたらどうですか。

これをお聞きしておきたいというふうに思います。

そして、今回、今、我々に相談されているのはもう一つの解決、健全化の方針として、国の過疎債を活用した解決の方法として示されているのがあります。それは、土地開発公社が持っております久留野公共用地、この二一八、五四二平米の土地を活用して、野鳥の森という事業であります。これももう答弁されておりますように、過疎債を約十一億八千万、国から借りて、そして、そのうち銀行から借りております九億七千四百万を返して、残りの余った過疎債で最小限の事業を行うということです。しかし、十一億八千万国から過疎債を借りますと、そのうちの三割、三〇パーセントは返さなければいけないという事業であるということです。お金の問題だけで言えば、この久留野公共用地のために銀行から借りられるのは九億七千四百万ですからね。これはいったん返せるということになるわけでありまして、しかし、この計画は市民が今一番求めているような計画とは判断できないのではないですか。五万人の森もでき、合併した西吉野・大塔の方を走っても、公園、スポーツ施設、もういろいろあるわけですからね。同時に、

国からの過疎債といっても、これは日本国民の税金であり、五條市民の税金が、いったん国に入ったやつが、それを下ろされてくるだけですからね。やはり、これも税金を使わせていただくことですからね。だから、私はもろ手を挙げて賛成はできませんけれども、これはもっと慎重に検討しなければならぬのではないかなというふうに思います。

今申し上げました、市の健全化計画に対して、プラス私の提案を申し上げたわけですが、これらのことを進めていく上においても、そのスタートの時点で、今の土地開発公社のままでこの健全化計画を進めていくのがいいのか、もう土地開発公社を廃止して、五條市の責任でこの健全化計画を進めていくのがいいのか、その辺の選択の検討をもっと正確に、見通しがあるものにする必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺も含めて答弁いただきたいと思えます。

大きな一番の質問、第一の質問は以上です。

○議長（寺本保英） 上山総務部長。

○総務部長（上山保見） 皆さん、おはようございます。

二十番大谷龍雄議員の御質問、土地開発公社の処分方法について。アの原因と結果責任についてお答えを申し上げます。

御案内のとおり、行財政改革の一環として五條市土地開発公社の健全化計画を策定し、本年の二月、十一月の総務文教委員会において、先ほど大谷議員から一つずつ説明がありましたように五項目のことを定めまして進めているところであります。

本年度におきましても約二億七千万円の買戻しを行っており、また、約五千万円の利子補給を行っております。現在、二十九億円の借入残高となっております。この計画どおり着実に進めていくということが、問題の解決につながっていくものと考えております。

当初、この土地開発公社の設立目的であります土地の先行取得によりまして、昭和四十年代後半から土地の異常な高騰が続く中、効果を発揮し、様々な公共事業を円滑に推進をされてきたところであります。しかしながら、社会経済情勢の変化、また、財政状況の悪化等に伴いまして、当初計画しておりました事業を見直しせざるを得なくなり、結果として先行取得した土地も塩漬け状態となっております。このようなこと、三十数年の長い時代の背景の中、やむを得ないものと考えております。どうか御理解をいただきたいと存じます。

このような状況につきましては、県下各市同様な状況にあります。そんな中、連絡会議等によりその対策に関し情報交換など連携を、現在深めております。県を通じまして、国に財政支援も含めて対策を講ずるよう、強く要望をいたしております。

この土地開発公社の処分方法といたしまして、事業化できるものは事業化をしていくと、そして、事業化ができないものは一般公募等で処分をして

いくと、そういう二つの方法しかございません。このまま何もせずに放置をいたしますと、毎年約三パーセントの利息となりましたら、毎年九千万円程度、十年で九億の、また借入金が増えてくると。今、利子補給をやっておりますので、市においてそれを対応しているわけですが、そういったことになってしまいます。

市内に土地利用調整会議を開きまして、それぞれの事業用地について検討、協議を重ねてまいりました。約一年半をかけたしまして、県の指導を仰ぎながら協議を重ねてきた結果、財政的に有利な過疎債を充当し、事業費を極力最小限に、また、維持管理費もできるだけ少ない費用でできる事業として計画をし、土地開発公社の借入金、約三分の一減るわけでございますが、金剛山ろくに野鳥の森事業を計画いたしたところでございます。

いろいろ御提言をいただきましたことにつきまして、まず公社の先行取得を行わないということでございますが、今は事実上そのように先行取得は行っておりません。どうしても必要という場合には、必ず一年後、二年後に買戻しができるという事業のみでございます。

今後、土地の購買等ということになりましたら、先ほど御意見いただきましたように、できるだけ幅広くそういう、インターネットも含めて対応してまいりたいと思っております。

それから、国の法に定める援助につきましては、今までも二回の健全化計画がございました。しかし、その二回の対策は余り財政的に有利なものではなかったので、五條市ではそれに乗っておりません。先ほど福崎町の例で銀行の債権放棄というふうな話がございましたですが、これがあれば一番有り難いというふうに思うのですが、一遍、福崎町に問い合わせをしてみたいというふうには思っております。

土地開発公社の廃止でございますが、当然、廃止しましたら約三十億の、市の基金からすべてを処理しなければならぬと。まずまず五條市の財政状況が火の車という状態に陥ります。それが、要するに大きな意味で五條市の財政の健全化ということから考えて、これは到底考えられないというふうに思いますし、今、この過疎債を活用しての事業が一番有利な方法だというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（寺本保英） 大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄） やはり、今抱えておりますこの土地すべてを、今、提案されているような過疎債を借りられるかどうかということも、これは検討しなければならぬわけですけども、例えば三十六万平米のこの土地は国の過疎債を借りて何かできるということであっても、先ほど申し上げましたように、余り市民の皆さん方の御要望に沿わないものばかりできて、これは、市政としては失敗ですからね、金額的に解決できたとしても。だから、国の過疎債というものも慎重に検討しなければならぬというふうに思います。

その原因の一つは経済的な問題、一つは自然分べんという思想の影響、その他いろいろあるわけですが、やはり、こういう問題の解決に對しまして、今、厚生労働省の方では今年の一月に新しい方針を出して、通知を出しました。その通知は、申し上げますと、近年、高齢やストレス等を抱える妊婦が増加傾向にあるとともに、就業等、経済等の理由によって健康診査を受診しない妊婦さんも見られるところであり、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところでもあります。また、少子化対策の一環として妊娠中の健診費用の負担軽減が求められており、積極的な妊婦健康診査の受診を図るため、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されているところでもあります。このため、平成十九年度地方財政措置で、国の地方財政措置で妊婦健康診査も含めた少子化対策について、総額において拡充の措置がなされました。各市町村において妊婦健康診査に係る公費負担について相当回数が増が可能となることから、このことを踏まえて、積極的な公費負担の拡大の取組が図られるように厚生労働省から通達が下りております。そして、大体五回くらいまでは国の交付税措置で費用をまみましょうということですから、こんなことを言うてくれているときこそ、これは早くこれを実施するべきではないかなと。五條市におきましても、この間、一回から二回に引き上げていただきました。この間の調査では、また二回を、既に増やしているという気持ちが検討がされていることでもありますので、私はもう五回まで国が費用を面倒みてくれるのだったら、すぐ五回に拡大すべきではないかなと、公費負担、そのことを強く求めたいと思いますけれども、ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（寺本保英）清水健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 勝）二十番大谷議員の一般質問、二、妊婦健康診査の公費負担の拡大について。（一）母子の命と健康を守るために欠かせない妊婦健康診査の公費負担の拡大について。ア、厚生労働省の平成十九年一月雇児母発第〇一一六〇〇一号通達を踏まえて、当面は五回に拡大することについてであります。

妊婦健康診査につきましては、母体や胎児の健康確保を図る上で大変重要であると思っております。

必要性が高まっているところではありますが、また、少子化対策の一環といたしましても、妊娠中の健診費用の負担軽減が求められております。妊婦健康診査の受診を推進するため、自治体における公費負担を、五回を基本といたしまして充実を図ることの必要性が指摘されております。

年度当初におきましては、予算措置をしていない状況から年度内の対応は困難と考えておりましたけれども、緊急度が高いという要望も強いことから、年度途中の九月から、対象を四月にさかのぼりまして、一回の公費負担を二回に増やしました。そういう、二回で実施しております。しかし、現状は、十九年度の全国平均が二・八回。これに比べまして県の方は一・六回と少ないこともありまして、更に改善を求められておるのが実情であります。

五條市といたしましてもその必要性は十分認識しておりますけれども、平成二十年度に向け、受診勧奨を推進するため、一般妊婦の公費負担の充実に加え、非課税所帯の妊婦の上乗せも考慮した形で対応を、現在検討しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（寺本保英） 大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） 前向きな答弁をいただきましたけれども、突っ込んで、そういう妊婦さんを受け入れる病院の皆さん方の苦勞と声もちょっと申し上げておきます。

宮崎大学の鍋島教授なんか言っていますけれども、「一遍も健診しないで飛び込んでこられる出産への対応は、何の準備もさせてもらえないままいきなり実技試験をさせられるようなものだ」と。そのため、受入れをためらう施設も少くないのではないかと。これは、奈良県のこの間の事件と同じじゃないですかね。

もう一つ、日本医大の多摩病院の先生のことをご紹介しますと、「飛び込み出産だと、産んでみてから早産だったと分かることも多く、非常に危険だ」と。産んでみてから早産やったと。早産の場合は、いろんな対応もしなければなりませんから、分からないまま産まれてしまうわけですね。だから、産科の医師が少ない、病院が少ないという中で、病院の先生方ももう本当に、休みなしの努力をいただいている中で、またこういう患者さんが入られたらそれはとても大変だということですからね。だから、国が今五回までは金はみますよ、費用はみますよと言っているのだから、これはすぐに、全国すべての自治体そうするべきではないですか。奈良県で現在五回までやっているのは、明日香、天川、上北山と、やはり少子化の一番ひどいところで先頭を切ってやっていますからね。だから、少子化は全国共通ですから、すぐ五回まで拡大されるように強く申し上げておきたいというふうに思います。

それでは次に移ります。

大きな三番、消防庁舎の建設について。（二）多発する災害への早期対応を目指した新消防庁舎の予定地への建設についてでございます。

この間の経過は私も申し上げておりますように、また、ほかの議員からも明らかにされておりますように、申し上げますけれども、私は、この庁舎を建設するかしないかの判断をする上において一番重要なことを握って離さないようにしなければならぬのではないかなというふうに思います。そして、この前の一般質問でも明らかにしましたように、人の命を救い、災害を最小限に抑えるという、この重要な責任と任務を持った消防庁舎の建設というものはものすごく重要な条件があります。前回の議会でも申し上げましたけれども、もう一回申し上げます。

一つは、すぐに目的地へ着くように主要幹線道路に面しているという、このこと。これが、重要な条件の一つですね。五條市内で主要幹線道路といえば、現在は国道二四号、そして、県道ということになりますけれども、もう一つ重要な条件は、大雨が降ったときに浸水の恐れがないところ、漬かってしまったらあきませんね。現在の予定地への建設の設計を見ますと、二階式にして、少々大きな雨が降っても漬からないような設計になっていますね。そしてもう一つ重要な条件は、近くに踏切がない地域。踏切、やっぱり、踏切の遮断機が下りた場合は、なんぼ救急車でもそれを突っ込むわけにはいきませんからね。そして同時に、関連で言われておりますように、この地震の多い昨今ですから、中央構造線から離れているところ。なんぼ頑丈な消防庁舎を建てても中央構造線の真上とか、その近くであつたら、消防庁舎そのものは壊れなくても四十五度傾いたとか、そういうことになることが十分考えられますね、この間の新潟の地震やらあちこちの地震を見っております。建物そのものは頑丈で壊れていけないけれども、四十五度傾いた。こんなたくさんある。消防庁舎は四十五度傾かなくても、ちよつと傾いても、中の通信機器やいろいろなところはかなり影響するんじゃないですか。

そのほか、災害地へ一番早く到達できるためにも、人口的にみても中心地、面積的にみても中心地ということも大切だと思いますけれどもね。このことも求められるのではないかと思います。だから、私はこの間、吉野市長の権限で今中止されているわけでありませうけれども、吉野市長の中止の口実として、一番最初は談合の疑惑。それから出てきたのは、ヘリポートが設置できない。それから、学校の影響。いろいろと言われております。それも大事だと思えます。しかし、今申し上げました条件は、消防庁舎を建設する上において必要な条件の中でも本当に整えておかなければならない最重要条件ではないかと思えます。私が申し上げました条件と、吉野市長が言われている条件すべてが整ったところへ建てられたら一番よろしいですけれども、しかし、そう簡単にはなかったから、何年間も検討してあそこへ計画決定されたわけですね。そして、もう既に約四億円くらい使っているということでもあります。吉野市長がいつも強調されている、学校の皆さん方への影響はどうであつたかというのは、この間吉野市長自身が、この実施されて、生徒の皆さんや関係者の皆さん方の声を聞いたわけですから、学校の皆さん方への影響はどうであつたかというのは、この間吉野市長自身が、生徒が八十五人、教師が十人おられましたね。その中で、「やかましかった」という人は、生徒で十三人、八十五人のうち十三人、教師十人のうち二人。「やかましくなかった」というのが、生徒八十五人のうち七十二人、教師十人のうち八人だつたわけですね。だから、すべて一〇〇パーセント、生徒、先生もやましくなかったということではないですけれども、しかし、これぐらいの状況であれば、この間、私が申し上げました、一番厳しい条件はクリアしていますね。そして、財政も四億円投入しておると。そして、広域化を考えても、広域化で変更しなければならないのは指令系統だけですから、建物そのものをもっと大きくしなければならぬかということはないわけですからね。だから、吉野市長の言うていることもすべてクリアできた土地へ建て

るのが一番いいと思いますけれどもね。この間の調査の努力の状況と、投入している財政四億円。この間実施した生徒、先生の皆さん方のアンケートの状況からすれば、この頻繁に起こっております地震始めいろいろな災害のすべての災害が年々多くなってきているから、ここで決断して、建設しなければならぬのではないかと、いうふうには私は再度求めるわけですが、これは、吉野市長の権限で今中止されているわけですから、市長答弁していただけますか。

○議長（寺本保英） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 大谷議員の質問にお答えさせていただきます。

幹線道路に面している、また、浸水の恐れのない、踏切がない、中央構造線より離れておるということ。なるほど、そのとおりでございます。しかし、中心地ということになれば、合併した中で、果たしてあそこが中心か、これはいかがなものかなと思っておるわけでございます。

今言われたこともよく分かりますが、私は申しております、子供の教育のことをやっぱり考えていきたい。人命も大変大切でございます。しかし、子供の教育、勝るとも劣らないという考えを私は持っております。

また、四億も投入なさったということ、いろいろ考えてきたということですが、子供の教育のことはいかがやったということは私は何回も申しております。そして、よそを参考にするものではありませんが、滋賀県の新幹線、これももつたいないということでも中止されました。数百億のお金、これからどないなるのかなど。また、生駒のURですね。これも一十億。これはまた、生駒市と民間との訴訟の中に入っていくと思えます。私は為政者となつていろんなことも考えていき、決断しなければならぬ。後世の方が判断していただけたらと思えますが、それまでに急いで判断しなければならぬこともあります。一生懸命、今、私、寝ずにとは申しておりますが、この件、考えておりますので、もうしばらくお待ちください。

○議長（寺本保英） 大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄） 五條市の中心地の観点で考えたら問題があるのではないかと、いう答弁でしたけれども、市長、合併する前、既に西吉野の広い面積を持つ西吉野町の消防体制は五條市が引き受けているわけです。合併する前から引き受けているのです。そのとき、西吉野の消防体制を五條市の本部が引き受けるというときに、これだけ面積は向こうは広くて、救急車、消防車が走るのには時間かかるけれども、それでも差し支えないかということ、十分検討されていますんや。だから、面積的な問題を言えば、もう合併前から検討してスタートしているのです。合併で消防関係が新たに付け加えられたのは、大塔だけです。合併は後だけでも、西吉野は合併前から消防体制は五條市が引き受けておる。消防で新たに加わったのは大塔だけです。しかし、大塔は分署もこの間から新しく改築されて、十分とはいえませんが、最小限の体制をとっておりますからね。だから、もちろん中心

地という場合には、人口の面での中心地と、面積の面での中心地と、その両面があると思いますけれども、面積面で私が申し上げましたように、合併前から既にあの広い西吉野を五條市の消防本部が引き受けておるわけですからね。

それと、全国を見ますと新幹線の計画がストップされたと言いますが、新幹線のストップは、あの事業そのものがもう必要でないからという住民の皆さん方の反対でストップしたという要因が、そこが中心ですね。しかし、今回の消防署はだれが見ても必要な施設なんです、これ。だから、中止は中止でも、国民が、住民が、その辺の人らが要らないと言っている新幹線の中止と、消防署のこのことは全然違いますからね。だから、中止をするにしても、中身をよく検討せんことには。一般質問で出ました水道施設の中止も、私は複雑なことですけども、もっと検討すべきではなかったかなというふうに思います。

横道にそれたらあきませんので進みますけれども、ひとつ、そういった五條市政の中にはいろいろあっても、一つの消防署の問題でも、この何年も前からこういう経過があるということですから、市長やっぱりよくですね、ストップするのはよっぽどの根拠を握り、調査をした上でないと、私は市政として大問題になるのではないかと思いますから、最後、もう一遍答弁しておいてくれますか。

○議長（寺本保英） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 再度お答えいたします。

新幹線よりも子供の教育、子供の通学の危険度の方しか私は大切だと思っております。さらに、広域ということ。今後五年以内に発表されますね。今まで大塔のことを考えておられたと思います。西吉野のことも。しかしながら、これからは野迫川の合併、十津川の合併、そういうこともいろいろ考えていかなければならない。建っておれば別です。四年間考えられたと、五年間考えられたと。それ、よく分かりますよ。私は、子供の教育のことを考えてあげましたかということをやろうとするわけでございます。だから、何回も言っていますね、子供の「やかましい」、一人でも二人でも授業中やかましいとなれば、私は考えてあげたい。先生はしゃべっているからね、サイレンの音は余り聞こえないと思います。子供が音を聞いているわけですね。だから、そこにけたたましい音が聞こえるということは、子供の勉強環境としていかがかなと思っております。そういうことでございますので、私は、あなたも心配していますけれども、私もあなたと同様、一生懸命、これ心配しておりますので、（議場に声あり）あんなだけが心配と違いますから、私しかもっと大変ですよ。（議場に声あり）あんなも子供のことを考えるのやったら、子供のやっぱり教育……（議場に声あり）

○議長（寺本保英） 大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄） それでは、最後申し上げて終わりにしたいと思いますけれども、子供さんの教育も大事なんです。しかし、消防署の業務が教育と

同等の、大事な人の命を救う、災害を未然に抑える、縮小するという、教育と同等以上の重要な責任を持っているのですね、消防署の任務というのは、だから、ずっと考えてみたら橋本市もど真ん中です。周辺も商店街いっぱい建っていますね。高田やあの辺でもそうです。ただ、東吉野やら川上やら、吉野町の広域消防は、これは面積的な中心もありますから、国道の横の、周辺に家がないところに建っていますけれどもね。

この前も申し上げましたように、長年この本町で消防署が活動してきていますけれども、あの近くにもたくさんの方が住んでくれていますけれども、この間、消防署の横で火事が起きたときに、これほど消防署があることが有り難いことかということが身にしてみても感じたと言っているわけですからね。そして、長年一緒に近所でおったら、人間の生理現象というのは、ある程度は慣れということになってくるわけですね。だから、私は何も東中の皆さん方のことがどうでもいいというのではないんです。教育と同じ、また、それ以上の人の命を守らなければならないという任務を持った消防署だから、やっぱり、すべての条件が整わない場合は、ある程度、皆さん方にお願ひして、消防署として絶対欠けてはならない条件の整ったところであれば、もう、決断しなければならぬということをお申し上げて、終わります。

○議長（寺本保英）答弁求めますか。（「どうぞ」の声あり）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）橋本は中心でございますが、御所はまちからちよつと離れております。蛇穴というところですね。それから、葛城市、あそこも山手の方にあります。ところによって、中心であれば、また、そういうようちよつと離れたところもありますので、そういうことも踏まえて、私は消防署を建てないとは言っていないですね。いったん中止して考えると、子供のことを考えると、こない言うところでございます。

だから、人の命も大切です。消火活動、今までのところ一生懸命やっていたいております。大火にもならない、我がまちの消防隊員の優秀さ、感謝しております。しかし、これも一日も早いことと思っておりますが、子供のことを考えてなかったさかい考えさせてくれと言っています。百人のうち何人かでも、やはり、授業中音が聞こえた、やかましいということがあれば、それはやっぱり考えてあげるのが為政者としての責任ではないかなと。いずれどこかに建てなければならぬし、あそこへ建てる、建てないということも判断していかなければならない。しかし、大きな問題、子供の環境、そして広域、そういうことも踏まえながら決めていきたいということで、決してあそこへ建てないとか、消防署の庁舎は一切建てないとか、そういうことは言うておりませんので、ひとつ御理解ください。

○議長（寺本保英）以上で二十番大谷龍雄議員の質問を終わります。

一般質問が終わりました。

昼食のため午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十八分休憩に入る

午後一時七分再開

○議長（寺本保英）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（寺本保英）日程第二、議第四十五号及び議第五十号の二議案につきましては、関連がありますので、一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第四十五号 五條市人権総合センター条例の制定について。
議第五十号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。林生活産業部長。

〔生活産業部長 林 正信登壇〕

○生活産業部長（林 正信）ただいま上程いただきました議第四十五号 五條市人権総合センター条例の制定について、議第五十号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

始めに、議第四十五号 五條市人権総合センター条例の制定は、人権と福祉のまちづくりを基調とし、社会福祉の増進、児童教育、文化の向上を図り、共に助け合うまちづくりを目指すことを目的として、五條市人権総合センターを新設したため、本条例を制定するものでございます。

それでは、議案書の二ページをお開き願います。

第一条には設置の目的を、第二条で名称を「五條市人権総合センター」としております。

位置につきましては、「五條市五條四丁目一番三号」であります。

第三条にはセンターで行う事業を、第四条に職員について、第五条から十条までは使用の許可、使用の制限、使用料、使用料の減免、使用料の返還、使用許可の取消し等について必要な事項を定めております。

なお、料金につきましては、六ページの別表を御参照お願い申し上げます。

第十一条から十三条には使用者の義務について、第十四条は条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることとしております。

附則第一項で条例の施行日を、第二項に現五條市立五條東老人憩の家条例の廃止を、第三項に五條市立五條東児童館条例の廃止、第四項の五條市立隣保館条例の一部改正につきましては、第二条の表中の五條市立五條文化会館を削除するものであります。

次に、議第五十号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、五條市人権総合センターの新設に伴い、現在の五條文化会館、五條東児童館、五條東老人憩の家の三施設統合により廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案書の二十八ページを開き願います。

別表中、五條文化会館館長の報酬及び費用弁償を削除するものであります。

附則の施行日は、公布の日からとしております。

以上で、議第四十五号、議第五十号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄） 人権は自由平等という内容で、憲法でも保障されておりますので大変重要なことですので、このセンターは、五條市民全員を対象にしたセンターなのか、それとも、一部地域の皆さん方だけを対象にしたセンターなのか、その辺をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（寺本保英） 林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信） 大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

地域の施設であるか、市全体を対象にした施設であるかということでございます。

利用に当たりましては、五條市民全体のものと考えております。

以上です。

○議長（寺本保英） 質疑を終わります。

本案は、議第四十五号は厚生常任委員会に、議第五十号は総務文教常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（寺本保英）次に日程第三、議第四十六号及び議第四十七号の二議案につきましては、関連がありますので、一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第四十六号 五條市五万人の森公園条例の制定について。

議第四十七号 五條市上野公園等条例の制定について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。榮林副市長。

〔副市長 榮林勝美登壇〕

○副市長（榮林勝美）ただいま上程いただきました議第四十六号 五條市五万人の森公園条例の制定について、議第四十七号 五條市上野公園等条例の制定についての二議案につきまして、関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

この一連の条例制定は、平成十三年六月に閣議決定された今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針の中で、民間でできることは民間にとした考え方から地方自治における規制緩和及び公務市場の開放の一環として地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入されたものであります。

この制度は、従来、公的施設の管理委託先について、公共団体、公共的自治体が出資する第三セクターに限られたものを、民間企業やNPOなど、法人やその他の団体等に議会の議決を経て、指定管理者として公の施設の管理を行わせることができるとしたものであります。

この制度を導入することによりまして、公の施設のサービス向上、住民のニーズの効果的対応、施設管理の効率化や管理経費の削減が図られるメリットがあると考えられます。

それでは議案書の七ページをお願いしたいと思います。

五條市五万人の森公園管理運営について、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、指定管理者制度を導入するために制定するものであります。

第一条では、趣旨を定めております。

第二条では、施設の名称及び位置を定めております。

第三条では、指定管理者による管理ができることを定めております。

第四条では、指定管理者の指定の申請について定めております。

第五条では、指定管理者の指定の方法について定めております。

第六条では、指定管理者が行う業務について定めております。

議案書の九ページをお開き願います。

第七条第二項では、指定管理者が市長の承認を得て、開園時間を変更できることを定めております。

第八条第二項では、指定管理者が市長の承認を得て、休園日を変更できることを定めております。

第九条では、利用許可について、指定管理者の許可を受けなければならないことを定めております。

第十条では、利用許可の制限について、指定管理者が行うことを定めております。

議案書の十ページをお開き願います。

第十一条では、利用許可の取消し等を指定管理者が行うことを定めております。

第十二条では、利用料金を指定管理者が納付することを定めております。

第十三条では、利用料金の收受について、指定管理者の収入とすることを定めております。

第十四条では、利用者の損害賠償等について定めております。

第十五条では、指定管理者の秘密保持義務について定めております。

議案書の十一ページをお開き願います。

第十六条では、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを定めております。

第五条から第十六条までは、指定管理者制度の導入より、必要な文言の整理を行ったものであります。

附則の第一項では、この条例の施行日を規則の定める日からと定め、第二項では経過措置を、第三項で指定管理者の指定手続に関し必要な準備行為を施行前でも行うことができるとしております。

以下同様に、議案書の七ページの五條市五万人の森公園条例の制定について、議案書の十四ページの五條市上野公園等条例の制定について、いずれの条例も指定管理者制度を導入するため、条例の表を改正するものでございまして、別表については利用料金を定めたものであります。

詳細につきましては省略させていただきますことを御理解いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議第四十六号から議第四十七号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（寺本保英）次に日程第四、議第四十八号及び議第五十五号の二議案につきましては、関連がありますので、一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第四十八号 五條市行政組織条例の一部改正について。

議第五十五号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。上山総務部長。

〔総務部長 上山保見登壇〕

○総務部長（上山保見）ただいま上程いただきました議第四十八号 五條市行政組織条例の一部改正及び議第五十五号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、両議案は機構改革に伴う改正でございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の五條市行政組織条例の一部改正につきましては、合併によるスケールメリットを十分に生かし、簡素で効率的な行政組織へと変革するとともに、集中改革プランに定めた、五年間で市職員六十五人を削減するため改正しようとするものでございます。

部の再編では、西吉野支所、大塔支所を総務部の所管とするとともに、業務の効率化及び緊急時における対応の戦力アップを図るため、現行の水道局、それから下水道課を統合する上下水道部を新設いたします。

主な課の再編といたしましては、市長部局では、入札業務の適正化、一元化及び本市が保有する財産等の効率的かつ効果的な管理を充実するため、監理課と財政課管財係を統合し、監理管財課を設置いたします。さらに、行財政改革の推進と予算の重点化を図るため、企画調整課と財政課財政係を

統合し、企画財政課といたします。

西吉野支所の三課を一課に、大塔支所の二課を一課に統合し、それぞれ市民生活課といたします。

公園緑地課を都市計画課に編入し、公園緑地室といたします。

地籍調査課を新設いたします。

農林課と商工観光課を統合し、農林商工観光課とするとともに、日本一の柿を振興していくための柿振興室を設けます。

また、消防本部では、警防課と救急救助課を統合し、警防救急課といたします。

また、教育委員会では、教育総務課と学校教育課を統合し、教育総務課といたします。

五條文化博物館を文化財課に名称を変更いたします。

以上によりまして、市行政全体として一部十二課を削減し、現行の十部四十八課から九部三十六課へと体制を改革するものであります。

それでは、議案書の二十四ページを御覧願います。

第一条関係は、上下水道部を新設すること。

第二条関係は、公有財産の管理に関する事務を総務部から市長公室に、下水道事業に関する事務を都市整備部から上下水道部にそれぞれ文書事務を

移管することの規定でございます。

今回の機構改革に伴って、各条文を整理いたしましたものでございます。

続きまして、議案書の四十二ページを御覧願います。

第三条第二項中、「水道局」を「上下水道部」に改めることを定めたものでございます。

附則につきましては、両議案とも平成二十年四月一日から施行することを定めています。

以上で、議第四十八号及び議第五十五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、議第四十八号は総務文教常任委員会に、議第五十五号は厚生常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（寺本保英）次に日程第五、議第四十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第四十九号 五條市情報公開条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第四十九号 五條市情報公開条例の一部改正につきまして、御説明を申し上げます。

民間事業者の信書の送達に関する法律の施行に伴い、条例改正が必要となりました。

議案書の二十六ページを御覧いただきたいと思えます。

国の独占とされていた書類などの發送業務は、信書の送達に関する法律の施行により、郵便事業会社以外の民間事業者も許可を得て事業に参入できることになっております。

五條市情報公開条例第十一条第三項において、開示文書の写しを郵送で受ける場合の費用負担について定めておりますが、郵送という文言では配達には郵便事業会社に限定されるため、「郵送」を「郵便等による發送」に改め、その他の民間事業者が扱う信書便にも対応できるように改めるものであります。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第六、議第五十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第五十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝）ただいま上程いただきました議第五十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、行財政改革に伴う手数料の見直しと、戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正による条文の整理をするものでございます。

議案書の三十ページを御覧いただきたいと存じます。

別表第一項、戸籍法関係手数料、第一号及び第三号につきましては、戸籍法の一部改正により、個人情報保護のため、戸籍謄抄本等の交付請求できる者を制限する条文が整理されたものであります。

別表第二項、住民基本台帳法関係手数料、第一号につきましては、住民基本台帳法の一部改正により、個人情報保護のため、住民票の写し等の交付請求できる者を制限する条文が整理されたものであります。

別表第四項、印鑑登録証明関係手数料、第三号印鑑登録証の再交付につきましては、日本では重要な印鑑登録証明を発行できる印鑑登録証を大切に保管していただくために制定するものであります。

別表第二項、住民基本台帳法関係手数料、別表第三項、外国人登録関係手数料、別表第四項、印鑑登録証明関係手数料、別表第五項、地方自治法関

係手数料、別表第六項、税務関係証明手数料及び別表第十三項、その他の手数料「二百円」を「三百円」に改正しようとするものであります。

附則の施行日につきましては、平成二十年四月一日から施行しようとするものであります。

なお、別表第一項、戸籍法関係手数料の改正規定は、戸籍法の一部を改正する法律の施行日及び別表第二項、住民基本台帳法関係手数料の改正規定は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行日から施行するものであります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（寺本保英）次に日程第七、議第五十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第五十二号 五條市立学校設置条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。橋本教育部長。

〔教育部長 橋本重夫登壇〕

○教育部長（橋本重夫）ただいま上程いただきました議第五十二号 五條市立学校設置条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。この議案は、平成十九年六月二十七日「学校教育法」の一部改正が行われ、同法に規定する学校種の順序について、教育を受ける者の発達段階などを踏まえ、幼稚園を最初に規定することとなったため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは議案書の三十六ページを御覧願います。

第一条中「小学校、中学校、高等学校分校及び幼稚園」とあるのを「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校分校」に改めるものであります。

また、第五条を削り、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第二条に「幼稚園の名称及び位置」を加えるものであります。

す。

条例の施行につきましては、改正「学校教育法」の施行日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行することとなっております。以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第八、議第五十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第五十三号 五條市農業集落排水処理施設条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。林生活産業部長。

〔生活産業部長 林 正信登壇〕

○生活産業部長（林 正信）ただいま上程いただきました議第五十三号 五條市農業集落排水処理施設条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正は、西吉野町滝地区にあります農業集落排水処理施設の使用料の改正で、受益者負担の整合性を図るため改正するものであります。議案書の三十八ページを開き願います。

別表使用料金表の種別、一般家庭使用料（一年につき）一世帯一万八千円を三万六千円に、一般家庭、滝老人憩の家と一般家庭以外、奈良県農業協同組合（賀）共撰分場は現行のままとし、納期限はいずれも十二月二十五日を三月二十五日に改めるものであります。

附則として、条例の施行日は平成二十年四月一日からとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（寺本保英）次に日程第九、議第五十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第五十四号 五條市住居表示審議会条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。榮林副市長。

〔副市長 榮林勝美登壇〕

○副市長（榮林勝美）ただいま上程いただきました議第五十四号 五條市住居表示審議会条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、郵政民営化法が平成十九年十月一日から施行されたため、五條市住居表示審議会条例第三条第一項に第二号の審議会の委員である五條郵便局長を郵便事業株式会社五條支店長に改正するものであります。

なお、条例は公布の日から施行し、平成十九年十月一日から適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第十、議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第五十六号 五條市簡易水道設置条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。阪ノ上水道局長。

〔水道局長 阪ノ上武則登壇〕

○水道局長（阪ノ上武則）ただいま上程いただきました議第五十六号 五條市簡易水道設置条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、五條市簡易水道等施設整備事業により新たな給水を計画しております地区を加え、既存の水道事業の区域の変更を行うとともに、機構改革に伴い、事務所の変更等を行うものであります。

それでは、議案書の四十四ページを御覧願います。

五條市簡易水道設置条例第二条第二十九号の第二十九給水区域に、「西吉野町城戸と西吉野町陰地」を加え、同条第三十号の第三十給水区域に「大塔町辻堂」を加えるとともに、第三条中「主たる事務所」を「事務所」に、「五條市役所西吉野支所」を「五條市水道庁舎」に改めるものであります。

なお、条例の施行期日は平成二十年一月一日から施行するものでありますが、第三条の改正規定は平成二十年四月一日から施行するものであります。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第十一、議第五十七号、議第五十八号及び議第五十九号の三議案につきましては、関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第五十七号 奈良県市町村会館管理組合の解散について。

議第五十八号 奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について。

議第五十九号 奈良県市町村総合事務組合への加入について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第五十七号、議第五十八号及び議第五十九号につきましては、それぞれ関連するものでありますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

現在、奈良県市町村会館に事務所を置く一部事務組合は、奈良県市町村会館管理組合、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び奈良県市町村職員退職手当組合の三組合があり、各組合それぞれが個別に運用しております。

また、三組合に加入している市町村もある中、各市町村からの負担金等の財源の効果的な活用及び単独縦割りの組織から、総合的、一体的に対応できる組織機構体制に替え、当該組合が処理する事務を効率的に処理する必要性から、三組合を整理、統合して総合事務組合を設立することになりました。

まず、議第五十七号 奈良県市町村会館管理組合の解散について御説明を申し上げます。

議案書の四十五ページを開きいただきたいと存じます。

平成二十年四月一日をもって奈良県市町村総合事務組合を設立することに伴いまして、平成二十年三月三十一日をもって奈良県市町村会館管理組合が解散するものであります。

次に、議第五十八号 奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について御説明を申し上げます。

議案書の四十六ページを開きいただきたいと存じます。

平成二十年三月三十一日をもって奈良県市町村会館管理組合が解散することに伴いまして、当該組合の財産を処分する必要があるためであります。

なお、これらの財産につきましては、奈良県市町村総合事務組合に継承されます。

次に、議第五十九号 奈良県市町村総合事務組合への加入について御説明を申し上げます。

議案書の四十八ページを開きいただきたいと存じます。

平成二十年三月三十一日に、奈良県市町村会館管理組合が解散することに伴いまして、同組合で共同処理しております奈良県市町村会館の管理、設置及び運営等の事務につきまして、当該事務を共同処理する一部事務組合の奈良県市町村総合事務組合に加入する必要があります。

規約内容につきましては、奈良県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり全部を改正し、また施行につきましては、平成二十年四月一日であります。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に日程第十二、議第六十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第六十号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。上山総務部長。

〔総務部長 上山保見登壇〕

○総務部長（上山保見）ただいま上程いただきました議第六十号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第三号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の補正予算(第三号)を御覧いただきたいと存じます。

一 ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ五千三百四十七万三千円の追加でございまして、歳入歳出の予算額はそれぞれ百八十二億五千五百七十七千円となります。

次に、歳出について説明させていただきます。

七 ページを御覧願います。

主なものについて説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

二 款総務費、二 項徴稅費、二 目賦課徴収費、二 三 節償還金利子及び割引料七百万円につきましては、過年度分の過誤納還付金に不足が生じたため、追加を行うものでございます。

四 款衛生費、一 項保健衛生費、八 目公害対策費、一 三 節委託料四百七十六千円につきましては、五 條中央公園及び上野公園の土壌・地下水汚染調査委託料を計上するものでございます。

六 款商工費、一 項商工費、六 目セミナーハウス費、一 一 節需用費二百万円につきましては、きすみ館の熱交換器等の修繕費を追加するものでございます。

八 ページをお開き願います。

七 款土木費、四 項都市計画費、二 目都市公園管理費、一 三 節委託料百五十五万円につきましては、上野公園多目的グラウンドの人工芝改修工事に伴う測量設計委託料等を計上するものでございます。

五 項住宅費、二 目公営住宅建設費、一 五 節工事請負費四百十万円につきましては、東田中団地のガス管入替工事を計上するものでございます。

九 款教育費、六 項社会教育費、一 二 目文化財保護費、一 九 節負担金補助及び交付金三千万円につきましては、「うちの館」の管理運営補助金を計上するものでございます。なお、これの財源につきましては、全額寄附金でございます。

九 ページに移らせていただきます。

十 款災害復旧費、二 項農林業施設災害復旧費、二 目農地災害復旧費、一 五 節工事請負費三百八十四万四千円につきましては、北宇智地区の農地災害復旧工事を計上するものでございます。

次に、歳入につきましては、少し戻りますが四ページの事項別明細書の総括により説明申し上げます。

十二款分担金及び負担金で百九十七万八千円、十四款国庫支出金で百九十万八千円、十五款県支出金で百九十七万八千円、十七款寄附金で四千万円、十九款繰越金で七百六十万九千円をそれぞれ増額し、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十一番」の声あり）二十一番田原清孝議員。

○二十一番（田原清孝）七ページの四百七十万、調査費となっておりますけれども、これ、上野公園掘ってどないするつもりか知らんけど、こんなおよそ分かってるんぢやいますか、結論が。あのプールの下なんか、そんなもの全部ごみですがな。そんなとこ掘ってみて、それこそ高い豪勢なことして何をするつもりでよ。

そして、五條の公園のところというけれども、公園のところかって、するときにちゃんと調査しとるんやから、また今ごろ掘ってみて、何かするんやったら別やけど、もう運動場にちゃんとし、そしてまた、あそこは焼却場、火葬場もできてるんやからね、そんなとこに掘って、後始末はどうするつもりで。

○議長（寺本保英） 林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信）……………。（「議長」の声あり）

○議長（寺本保英） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 田原議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、上野公園も、そして、中央公園も、現在のところできあがっておりますが、百条委員会におきまして、約七十年前から露天焼きをしたことについて、また、榎市長退任について、ダイオキシンの問題が取りざたされました。榎氏が市長になる約三年前に既に閉鎖されておると聞いております。ダイオキシンが出たとしても、榎氏の責任ではありません。しかしながら、それをもって榎氏を退任に追い込もうとしたということでございますので、はっきりと真実を知ってみたいと。上野公園にもあるということ聞いております。それはうわさだけでありまして、はっきりと一回知った中で、それを皆さんどのように解決していくか、（議場に声あり）また、後でそれが問題にならないように、きちっとやっておきたいと、そのようなことでございます。（議場に声あり）

○議長（寺本保英） 田原清孝議員。

○二十一番（田原清孝） こんなん、せやけど、ちよつとの問題ちやいまつせ。（議場に声あり） こんなのそれこそ、上野公園、こんなのしたら、（議場に声あり） 市の職員さん皆知ってますやろ。あんなもん起こしてみてどないするつもりで。あんなもの、一億や二億や三億の金違いまつせ、あれを処理しようと思つたら。あのプールは、全部壊さなあかんやで。そんなところへみて、何でそんなあほなことを、百条委員会は百条委員会やんかえ。（議場に声あり） こんなこと、そりゃあ、市長もやけど、部長らもこれ、何を考えとんでよ。まあ、委員会付託するのかどうか知らんけど、こんなもの。

○議長（寺本保英） 本案は総務文教常任委員会に付託いたしますので、そこで議論していただければと思います。（「議長」の声あり） 土井議員。
○十八番（土井康詞） 今の田原議員と全く同じ意見でございます。

百条委員会で委員が述べたと言っていますけれども、その市長が述べた疑問をただすために、市長は言うてないと言うところから、百条委員会にかけて、今、審議している最中でございます。話をすり替えるようなことは、市長はしたいかも知らんけれども、側近の幹部の皆さん方も注意してもらわな。これ、例えば産業廃棄物、犬飼でもやっています。阿田でもやっています。産廃を埋めて、そして、きれいな土をかぶせて、そして、また埋めてという繰り返しで、それでもう納得して、産廃の処分場になりますのやろ。地元から、埋めてあるけど下がどないどという調査の依頼があつたら全部やりませんか。そんな論法でいくんやつたら、みどり園の横にある最終処分場、埋めて、その上に土をかぶせて、それで処分ができたという解釈やらやつとんですやろ。その解釈が壊れるのであれば、そこだけで済めしませんやろ。みどり園も最終処分場かつて、そのたびに、ダイオキシンの濃度を測れと言うたら役所は費用出して測るんですか。

聞くところによると、二メートルも三メートルも埋めてあると、そやけれども、もう五〇センチ、一メートル以内、ちよつと管を突っ込んで測るだけなんやと。そやから出れへんの分かつとるというふうな話も、市の職員の幹部の中から聞いています。そしたら、パフォーマンスだけで、そのため四百七十万もの血税を使うのかということになりますのね。まあ、むしろ会派からも総務文教委員が出ますので、総務文教委員会での結論にできるだけ合わすような態度をとらせていたかどうかと思つていますけれども、今、市長の方から百条委員会の話が出たので、委員のメンバーの一人ですの、あえて総務文教委員ではないから意見を言わせていただいております。

○議長（寺本保英） この問題について、可否の質疑は控えていただきます。その件に関しましては総務文教委員会に諮らせていただいて、委員の皆さんが議論をされて判断されると思います。それをもって本会議に上程されますので、その場において、いいか悪いかは、各々の委員さんが皆

それぞれ判断していただきたいと思います。この質疑というのは可否の判断ではなくて、その問題の中身に対する質疑ですので御理解を賜りたいと思います。

質疑を終わります。（議場に声あり）市長、議長の発言許可をもらってから発言をしてください。（「議長、議長」の声あり）
本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（寺本保英）次に日程第十三、議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第六十一号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝）ただいま上程いただきました議第六十一号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の五條市国民健康保険特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。
まず、一ページについて御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ三千五百十三万五千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額は四十二億七千三万五千円とするものでございます。

それでは、四ページの歳出から御説明を申し上げます。

三款老人保健拠出金、一項老人保健拠出金、一目老人保健医療費拠出金、十九節負担金補助及び交付金一千二百三十八万六千円は、平成十七度の精算と併せて平成十九年度概算拠出金が確定いたしましたので、その差額を追加するものでございます。

次に、三款老人保健拠出金、一項老人保健拠出金、二目老人保健事務費拠出金、十九節負担金補助及び交付金二十一万円は、先ほどの医療費拠出金と同様に、平成十九年度老人保健事務費拠出金の概算額が確定いたしましたので、その差額を追加するものでございます。

次に、八款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、一目一般被保険者保険税還付金、二十三節償還金利子及び割引料百万円につきましては、一般被保険者保険税還付金の支払に不足が生じたので、本年度末までの見込額と併せて追加するものでございます。

次に、八款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目国庫負担金返還金、二十三節償還金利子及び割引料二千五百五十三万九千円につきましては、国庫補助金であります平成十八年度国民健康保健療養給付費等負担金の交付額に過払いがありましたので返還するため追加をするものであります。次に、四ページの歳入につきまして、御説明を申し上げます。

九款繰越金で、三千五百十三万五千円を追加いたしましたので、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（寺本保英）次に日程第十四、議第六十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第六十二号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。阪ノ上水道局長。

〔水道局長 阪ノ上武則登壇〕

○水道局長（阪ノ上武則）ただいま上程いただきました議第六十二号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページより御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ四百万円の追加でございます。歳入歳出予算総額はそれぞれ四億七千二百五十万円となります。続きまして、四ページ歳出から御説明申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目業務費、十一節需用費四百万円につきましては、落雷災害に起因する簡易水道施設の修繕のため予算計上いたしましたものでございます。

次に、歳入につきまして、同じく四ページより御説明を申し上げます。

五款諸収入、機械設備損害補償保険料四百万円を追加いたしました。歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

（「議長」の声あり）

○議長（寺本保英）六番益田吉博議員。

○六番（益田吉博）水道局の工事の中止の件について動議を提出したいと思っております。

○議長（寺本保英）ただいま益田吉博議員から動議が提出されました。

本動議を取り上げることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英）所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

益田吉博議員の発言を許します。六番益田吉博議員。

○六番（益田吉博）昨日の榎塚議員の一般質問のうち、岡町の上水道中継施設工事の計画の中止について市長から答弁がありました。工事中止の判断に至った経緯をさらに明らかにいたしたいので、厚生常任委員会において調査することを求めます。

○議長（寺本保英）ただいま益田吉博議員から提出された動議を議題といたします。お諮りいたします。この動議のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英）起立多数であります。

よって、この動議は可決されました。

本件は、厚生常任委員会に付託いたします。

（「議長」の声あり）

○議長（寺本保英）九番峯林議員。

○九番（峯林宏政）消防庁舎の件につきまして、私の方からも動議を提出します。

○議長（寺本保英）ただいま峯林宏政議員から動議が提出されました。

本動議を取り上げることに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英）所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

峯林宏政議員の発言を許します。九番峯林宏政議員。

○九番（峯林宏政）昨日の私と本日の大谷議員の一般質問のうち、消防庁舎の建設について市長から答弁がありました。現在の判断に至った経緯をさらに明らかにしたいので、総務文教常任委員会調査することを求めます。

○議長（寺本保英）ただいま峯林宏政議員から提出された動議を議題といたします。お諮りいたします。この動議のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺本保英）起立多数であります。

よって、この動議は可決されました。

本件は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（寺本保英）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日八日から十三日まで休会とし、次回十四日午前十時に再開して議案審議を行います。
本日はこれをもって散会いたします。

午後二時七分散会